

偶蹄類の動物の血液の輸入について

昭和47年2月12日 47動検第150号
(一部改正：平成29年2月28日 28動検第1166号)

従来から輸入血液については、とくに家畜の伝染性疾病の病原体に汚染しているおそれのあるものとして慎重に取り扱って来たところであるが、このたび、標記について下記のとおり畜産局長から通知があったのでお知らせする。

このことから、当所においては、別記「偶蹄類の動物の血液輸入の際における動物検疫上の取扱い要領」により万全かつ円滑なる輸入検疫を実施することとしたのでご了承願いたい。

記

(昭和47年1月26日付け47畜A第300号畜産局長通知は、「偶蹄類の動物の血液の輸入について」平成29年2月28日付け28消安第5279号消費・安全局長通知により廃止。)

別記

偶蹄類動物の血液輸入の際における動物検疫上の取扱要領

1. 定義

この要領において「血液等」とは、偶蹄類の動物の血液及びその構成成分をいう。

2. 適用範囲

この要領は、病性鑑定のために供する目的で輸入される血液等以外の血液等について適用する。

3. 検査場所

血液等の検査は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第40条第3項本文の場所において行なう。

ただし、以下のいずれかのものであって、かつ、特殊な試験研究のために供するものについては、法第40号第3項ただし書の場所（以下「指定場所」という。）において検査を行なうことができることとし、この場合における血液等の取扱いについては、別紙によるものとする。

(1) 別添のアの地域から輸入される豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る血液等であって、「偶蹄類の動物の血液の輸入について」（平成29年2月28日付け28消安第5279号消費・安全局長通知。以下「消費・安全局長通知」という。）の記の1又は2の条件について輸出国政府機関の証明があるもの。

(2) 別添のイの地域から輸入される豚及びいのしし由来の血液等であって、消費・安全局長通知の記の3の条件について輸出国政府機関の証明があるもの。

4. 輸入検査申請書の提出

血液等を輸入しようとする者（管理する者を含む。）は、あらかじめ輸入場所を管轄する動物検疫所に家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第49条の輸入検査申請書に必要な書類を添付して提出する。

5. 検査の実施

家畜防疫官は、申請に係る血液等について、輸入検査申請書に基づき法第37条の規定の違反の有無及び家畜の伝染性疾病の病原体を広げるおそれの有無についての検査を行う。

検査の結果、次のいずれかの1に該当する血液等は、法第37条の指定検疫物として取扱わないものとする。

(1) 1時間以上の煮沸又は薬剤添加により、家畜の伝染性疾病の病原体が不活化されていることが確認できるもの。

(2) 精製若しくは抽出の処置がなされたものであって生産国において商品として流通していることが確認できるもの又は分画、精製若しくは抽出の処置がなされていることが輸出国政府機関等により証明されているもの。

(3) 分離できない構成成分となっていることが確認できるもの。

6. 検査に基づく処置

別添のア又はイの地域から輸入される血液等については法第23条に基づく処置を講ずる。

ただし、特定地域（平成29年2月28日農林水産省告示第306号（家畜伝染病予防法第36条第1項第1号の農林水産大臣の指定するものを定める件）に規定する特定地域をいう。）から輸入されるものであって、生産国において商品として流通していることが確認され、かつ、次の事項が法第37条の検査証明書により確認できる場合は、この限りではない。

(1) 生産地域（輸出用血液等を採取する偶蹄類の動物が出生後飼育されていた地域を

含む。)に過去1年以内に牛疫及び口蹄疫の発生がないこと。

(2) 輸出用血液等を採取する動物は、いかなる伝染病の兆候も認められないこと。

7. 輸入検疫証明書の交付

検査の結果、血液等が家畜の伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないとみとめられるときは、法第44条の輸入検疫証明書を交付する。

8. その他

偶蹄類の動物の体液、分泌液及び培養細胞については、この要領を準用する。

別添

アの地域

規則第43条の表の豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第37条第1項第1号及び第3号に掲げる物の項中欄に掲げる地域

イの地域

規則第43条の表の豚及びいのししに係る法第37条第1項第1号及び第3号に掲げる物の項中欄に掲げる地域

別 紙

指定場所において輸入検査を受ける血液等の取扱い

1. 輸送の方法

携帯品又は貨物として輸入することとし、貨物にあつては輸入場所を管轄する動物検査所気付とする。

2. 容器包装の種類

- (1) 血液等を入れる容器は、確実に栓ができる厚いガラス製又はプラスチック製などの非浸透性の容器を使用し、更に保護容器に納めること。
- (2) 保護容器は、輸送中の振動、気圧の変化などに十分耐え血液等が外部へ漏出しない堅固な外容器に納めること。
- (3) 保護容器及び外容器内には、血液等を入れた容器が破損した場合の血液等又は内部に生ずることのある水分を吸収することのできる吸湿性の物質を十分に詰めること。
- (4) すべての容器は、消毒又は焼却可能なものを使用すること。
- (5) 外容器には、輸入検査を受ける動物検査所名及びその所在地を記載すること。

3. 検査場所の指定

- (1) 血液等を輸入し、指定場所において検査を受けようとする者（以下「輸入者」という。）は、農林水産大臣の検査場所指定の命令書（以下「命令書」という。）の交付を受けたのち、血液等の輸入手続きを行うこと。
- (2) 輸入者は、血液等の輸入検査場所指定申請書（別記様式。以下「申請書」という。）正副3部を、検査場所の指定を受けようとする場所を管轄する都道府県を經由して動物検査所長に提出すること。
- (3) 動物検査所長は、申請書を審査し、必要があるときには家畜防疫官に現地調査を行わせることとし、その際管轄都道府県の家畜防疫員の協力を得ること。
なお、家畜防疫官の現地調査は、申請場所について「専決事務処理について」（昭和28年7月31日付け28畜局第2749号）の記の1の（1）のイ、ロ及びハの条件の具備状況を調査すること。
- (4) 動物検査所長は、家畜防疫官の行った現地調査の結果を添付して、申請書を畜産局長に進達すること。

4. 輸入検査申請書の提出

輸入者は、命令書の交付を受けたのち血液等の輸入手続を行い、血液等の輸入場所を管轄する動物検査所に、当該血液等の到着予定日の前日までに規則第49条の輸入検査申請書を提出すること。

ただし、携帯品として輸入するものであつて事前に当該輸入検査申請書の提出が困難な場合には、あらかじめその旨を動物検査所に連絡しておくこと。

5. 到着時の措置

- (1) 家畜防疫官は、輸入しようとする血液等について、法第37条の検査証明書の添付の有無及び証明事項、保管状況等进行检查し、指定場所に送致して差し支えないと認めるときは、輸入者（輸送者を含む。以下同じ。）に対し、輸送方法、輸送経路その他防疫上の留意事項を指示書により指示すること。
- (2) 動物検査所長は、血液等を検査場所に送致したときは、速やかに指定場所を管轄する都道府県に送致月日、数量、場所等を通知すること。

(3) 輸入者は、血液等を指定場所に搬入したとき、速やかに輸入検査を行った動物検査所及び都道府県に報告するとともに、家畜防疫官の指示に基づいて消毒等の処置を行うこと。

6. 立入検査の実施

輸入検査を行った動物検査所長は、必要に応じて家畜防疫官を指定場所に立入らせ、血液等の取扱い状況、指定場所内の動物の健康状況を検査するとともに必要な指示を与えること。

7. 血液等の取扱い責任者の遵守事項

血液等の取扱い責任者は、血液等の取扱い状況（使用量、残量、処理方法等）をその都度記録しておくこと。